第5章　各サービスの見込量及び確保策

1　平成 29 年度の目標値の設定

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活移行者の目標数	5 人
施設入所者の削減目標数	0 人

◆　国の基本指針

○平成 25 年度末の施設入所者の 12%以上が地域生活へ移行することを目指します。

○平成 25 年度末の施設入所者数を４%以上削減することを目指します。

○第３期障がい福祉計画で定めた数値目標が達成されていないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を平成 29 年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定します。

◆　市の目標数値

項目	目標数値	算出方法
平成 25 年度末の施設入所者数	53 人	平成 25 年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	5 人	平成 25 年度末の施設入所者のうち、平成 29 年度末までにグループホーム等へ移行する人数
削減見込数	0 人	平成 29 年度末時点での施設入所者数の削減見込数

（２）福祉施設から一般就労への移行

目標数	10 人

◆　国の基本指針

○福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者を平成 24 年度の実績の２倍以上とします。

◆　市の目標数値

項目	数値	算出方法
平成 24 年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成 24 年度中に福祉施設を退所して一般就労した人数の実績
目標年度の年間一般就労移行者数	10 人	平成 29 年度中に福祉施設を退所して一般就労する人数の目標値

（３）就労移行支援事業の利用者数

目標数	38 人

◆　国の基本指針

○就労移行支援事業の利用者数は、平成 25 年度末における利用者数の６割以上増加することを目指します。

◆　市の目標数値

項目	数値	算出方法
平成 25 年度末の就労移行支援事業利用者数	10 人	平成 25 年度末に就労移行支援事業を利用した人数の実績
目標年度の就労移行支援事業利用者数	38 人	平成 29 年度末に就労移行支援事業を利用する人数の目標値

（４）就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合 ●●●●●

目標数	50%

◆　国の基本指針

〇就労移行支援事業所のうち、就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上とすることを目指します。

（５）地域生活支援拠点等の整備等 ●●●●●●●●●●●●●●

◆　国の基本指針

〇平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つを整備します。

◆　市の目標数値

〇障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等については、平成 29 年度までの設置に向けて、圏域において１箇所の整備の検討を行います。

２　障がい福祉サービスの事業量の見込み

（１）訪問系サービス

訪問系サービスには次の５つのサービスがあります。

サービス種別	内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用者数（人／月）	43	45	48
延べ利用時間数（時間／月）	813	855	912
事業所数（箇所）	8	8	8

【　訪問系サービスの見込量確保策　】

○ニーズに応じた適切な障がい福祉サービスを提供できるよう、障がい福祉サービス供給体制の整備に努めます。

○指定障がい福祉サービス事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけ、障がい福祉サービスの一層の充実に努めます。

○利用見込みが無い障がい福祉サービスについても、ニーズが生じた場合に備えて、必要な人材の養成に努めるよう指定障がい福祉サービス事業者に働きかけ、対応できる事業所の確保・増加を図ります。

○同行援護の従事者資格要件を満たすガイドヘルパー等に対し、障がい特性の理解のための研修等を周知し、質の高いサービスが提供されるよう、人材の育成及び事業者支援を実施します。

（２）日中活動系サービス

①　生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	113	115	118
延べ利用日数 （日数／月）	2,260	2,300	2,360
事業所数（箇所）	5	5	5

②　自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	1	1	2
延べ利用日数 （日／月）	23	23	46
事業所数（箇所）	0	0	0

③　自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活機能の向上の訓練を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	1	1	1
延べ利用日数 （日／月）	23	23	23
事業所数（箇所）	0	0	0

④　就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上の訓練を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	21	28	38
延べ利用日数（日／月）	470	531	722
事業所数（箇所）	1	1	2

⑤　就労継続支援（Ａ型）

①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	40	50	64
延べ利用日数（日／月）	800	896	1,138
事業所数（箇所）	0	1	1

⑥　就労継続支援（Ｂ型）

①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	63	68	73
延べ利用日数（日／月）	1,212	1,292	1,387
事業所数（箇所）	4	4	4

⑦　療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	6	6	6
事業所数（箇所）	0	0	0

⑧　短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【　サービス見込量（福祉型）　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	23	25	28
延べ利用日数 （日／月）	220	240	260
事業所数（箇所）	6	6	6

【　サービス見込量（医療型）　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	2	3	4
延べ利用日数 （日／月）	14	21	28
事業所数（箇所）	1	1	1

【　日中活動系サービスの見込量確保策　】

〇指定障がい福祉サービス事業者が常時介護を要する人の障がい福祉サービス利用に対応できる支援体制が整えられるよう、障がいのある人の障がい福祉サービスの利用ニーズを把握していくとともに、障がい福祉サービスを提供する人材の確保について支援を行います。

〇障がいのある人の就労機会拡大については、公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化して一般企業等へ雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人の雇用に関する情報の提供に努め、就労に向けた支援体制の充実を図ります。

〇市においても障がいのある人の雇用の確保を引き続き検討するとともに、一般企業等への就職支援や、工賃水準の引き上げを目的とした、県の工賃倍増５か年計画に基づき支援を行っていきます。

（３）居住系サービス

①　共同生活援助

障がいのある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	25	30	37
事業所数（箇所）	3	4	5

②　施設入所支援

夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	53	53	53
事業所数（箇所）	2	2	2

【　居住系サービスの見込量確保策　】

○地域生活への移行を進めるため、障がいの程度や社会適応能力などに応じて居住形態の選択の幅を広げられるよう、共同生活援助の整備について指定障がい福祉サービス事業者への働きかけを行うとともに、施設整備に対する地域住民の理解と協力を求めていきます。

○円滑な地域生活が送れるよう、障がいのある人に対する啓発活動を推進します。

○入所を必要とする障がいのある人に適切に対応できる施設利用を推進します。

（４）相談支援

①　計画相談支援

障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービス利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数（人／月）	66	70	80
事業所数（箇所）	5	5	5

②　地域相談支援（地域移行支援）

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	3	4	5
事業所数（箇所）	1	1	1

③　地域相談支援（地域定着支援）

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	5	6	7
事業所数（箇所）	1	1	1

【　相談支援の見込量確保策　】

〇今後も、計画相談等の各種相談支援件数は増加していくことが考えられるため、県と連携しながら、支援の担い手となる相談支援専門員の量的拡充と質的確保に努めます。

3　地域生活支援事業の事業量見込み

（１）相談支援

①　一般相談支援事業者

障がいのある人や障がいのある人の支援を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助等を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	1	1	1

②　基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置し、相談支援機能の強化を目的としています。

【　サービス見込量　】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施	未実施	未実施

③　住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活の支援を目的としています。

【　サービス見込量　】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施

④　障がい者虐待防止センター

障がい者虐待に関する通報および受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数	1	1	1

⑤　総合支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりのために、中核的な役割を果たします。

【　サービス見込量　】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
総合支援協議会	有	有	有

⑥　基幹相談支援センター

相談支援事業者との連携を図り、地域の中核的な相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）を行います。

【　サービス見込量　】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基幹相談 支援センター	無	有	有

【　見込量確保策　】

○基幹相談支援センターを、地域の相談支援の拠点として、障がいの種別を問わない総合的な相談業務及び権利擁護に関する支援を実施し、気軽に相談できる環境の整備と地域の実情に応じた業務を行います。

（２）成年後見制度事業

①　成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がい者が、障がい福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用支援を行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数（人）	1	1	1

②　成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無

【　見込量確保策　】

○成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で成年後見制度の利用に要する費用の補助等の支援を行います。

（３）意思疎通支援事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
（旧：コミュニケーション支援事業）

サービス種別	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。
手話通訳者設置事業	聴覚障がいのため、意思の伝達に支援が必要な人に対して、手話通訳者を公的機関に設置する事業です。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業（実利用見込み者数）（人）	7	9	10
手話通訳者設置事業（人）	0	1	1
手話奉仕員養成研修事業の実養成講習終了見込み者数（登録見込み者数）（人）	5	7	9

【　見込量確保策　】

○障がい者関係団体、社会福祉協議会などとの連携により、地域における手話通訳者、手話奉仕員や要約筆記者の把握や養成に努めるとともに、人材を確保し、きめ細かなサービス提供体制を整備していきます。

（４）理解促進研修・啓発事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

障がい者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	無	有	有

【　見込量確保策　】

○研修会やイベントの開催等を行い、地域住民に対する、障がいへの理解の促進及び周知・啓発を図っていきます。

（５）自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	無	有	有

【　見込量確保策　】

○自発的に行う活動について、積極的に支援をしていきます。

（６）日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、重度の障がい者に特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などを給付する事業です。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具（件）	1	4	5
自立生活支援用具（件）	12	13	16
在宅療養等支援用具（件）	19	22	25
情報・意志疎通支援用具（件）	4	7	9
排せつ管理支援用具（件）	1,300	1,320	1,340
住宅改修費（件）	4	4	5

【　見込量確保策　】

○障がいの状況や程度の変化等、ニーズに応じ、適切できめ細かな給付等に努めるとともに、利用を促進するための周知に努めます。

○支給対象品目、耐用年数、給付基準額などについて必要に応じて見直しを検討します。

（７）移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業です。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	40	43	45
利用日数 （日／月）	120	129	148
利用時間 （時間／月）	340	361	414

【　見込量確保策　】

○ニーズに応じた適切な障がい福祉サービスを利用できるよう、指定障がい福祉サービス事業者へ専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけるとともに、事業所における移動介護技術の向上を促し、多様な対象者に対する移動支援の柔軟な実施を図り、供給体制の整備に努めます。

（８）地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障がい者等の地域生活支援の促進を図る事業です。

事業区分	内容
基礎的事業	利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。 地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。 地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を行います。

【　サービス見込量　】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
基礎的事業	箇所	18	20	22
	利用者数（人／月）	79	98	121
	延べ利用日数（日／月）	790	980	1,210
機能強化事業	箇所	4	4	4
	利用者数（人／月）	24	25	26

【　見込量確保策　】

○障がいのある人等に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを図るため、地域活動支援センター事業者を支援していきます。

（９）日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がい者などの日中における活動の場の提供する事業です。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数 （人／月）	31	32	34
延べ利用日数 （日／年）	4,836	4,992	5,304

【　見込量確保策　】

○専門的な人材の確保及び障がい福祉サービスの質的な向上、また事業規模の拡大等を図るよう引き続き指定障がい福祉サービス事業者に働きかけ、安定した供給の確保に努めるとともに、関係機関と連携し事業の充実に努めます。

（10）訪問入浴サービス事業

自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がい者を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数 （人／月）	2	2	2
延べ利用日数 （日／年）	60	60	60

【　見込量確保策　】

○従来事業の継続によって、ニーズへの対応と着実な実施を図りつつ、事業の充実に努めます。

４　障がい児支援サービスの事業量見込み

（１）障がい児通所支援

サービス種別	内容
児童発達支援	就学前の障がい児が、保護者とともに、または児童のみで通い、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの療育事業を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児が、授業終了後または休業日に通い、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの療育事業を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【　サービス見込量　】

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数（人／月）	36	36	35
	利用日数（日／月）	238	232	231
放課後等デイサービス	利用者数（人／月）	59	64	71
	利用日数（日／月）	708	768	852
医療型児童発達支援	利用者数（人／月）	2	2	2
	利用日数（日／月）	20	20	20
保育所等訪問支援	訪問箇所	0	0	0

【　見込量確保策　】

○障がい児一人ひとりの障がい特性に対応したサービスが受けられるよう、障がい児の利用ニーズを把握していくとともに、事業者の充実を図ります。

○総合支援協議会において、事業者間での情報提供や事例研究等の学習機会等を通じ、技術・知識等の習得を事業者の育成を促進します。

（２）障がい児相談支援

障がい児に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供や各機関との調整等を行うとともに、利用する障がい児支援サービスの内容等を定めた障がい児相談支援計画を作成します。

作成の対象は、障がい児通所支援を利用する障がい児となります。

【　サービス見込量　】

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 （人／月）	26	32	40

【　見込量確保策　】

○障がい児の療育のために、一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、相談支援事業者、サービス提供事業者、関係機関などと総合支援協議会などの連携を図り、相談支援体制を強化します。

○サービス利用計画作成について周知を図るとともに、関係機関と連携し、障がい特性に応じたサービスの提供が行われるよう支援します。